

新潟県公安委員会規則第1号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

平成25年1月11日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(本部長へ委任する事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、同法第35条第1項の規定による命令（以下この項において「仮の命令」という。）に関する事務、同法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務、<u>同法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに同法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務</u>は、本部長が行う。</p> <p style="text-align: center;">(警察署長へ委任する事務)</p> <p>第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、<u>第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項の規定による命令は、警察署長が行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(本部長へ委任する事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、同法第35条第1項の規定による命令（以下この項において「仮の命令」という。）に関する事務、同法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務<u>並びに同法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務</u>は、本部長が行う。</p> <p style="text-align: center;">(警察署長へ委任する事務)</p> <p>第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条<u>及び第30条の3</u>の規定による命令は、警察署長が行う。</p>

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下この条において「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">種別</td> <td>警察本部長が専決できる事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	種別	警察本部長が専決できる事務	(略)		<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">種別</td> <td>警察本部長が専決できる事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	種別	警察本部長が専決できる事務	(略)	
種別	警察本部長が専決できる事務								
(略)									
種別	警察本部長が専決できる事務								
(略)									

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第5条第2項又は第34条第2項の規定による意見聴取開催の通知及び公示（第15条の2第8項及び第9項、第30条の8第4項及び第5項並びに第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (2) （略）
- (3) 暴対法第7条第1項の規定による指定をする旨の公示及び同条第3項の規定による指定をした旨の通知（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）
- (4)～(10) （略）
- (11) 暴対法第32条の3第5項の規定による新潟県暴力追放運動推進センターに対する改善命令
- (12) （略）
- (13) 暴対法第34条第1項ただし書の規定による意見聴取（本部長が指名した意見聴取官が主宰するものに限る。）を公開しない旨の決定（第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (14)～(16) （略）
- (17) 暴対法第36条第2項の規定による国家公安委員会からの主たる事務所と決定した旨の通報の受理
- (18)～(24) （略）
- (25) 暴対法施行規則第21条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知
- (26) 暴対法施行規則第30条第1項の規定による特定危険指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知
- (27) （略）
- (28) （略）
- (29) （略）
- (30) （略）
- (31) 暴対法施行規則第38条の規定による標章の除去
- (32) 暴対法施行規則第39条又は第40条第1項の規定による他の公安委員会に対する照会及び他の公安委員会からの照会に対する回答
- (33) 暴対法施行規則第40条第2項の規定による他の公安委員会に対する違反事実に係る書類その他の物件の送付及

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第5条第2項又は第34条第2項の規定による意見聴取開催の通知及び公示（第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (2) （略）
- (3) 暴対法第7条第1項の規定による指定をする旨の公示及び同条第3項の規定による指定をした旨の通知（第8条第7項において準用する場合を含む。）
- (4)～(10) （略）
- (11) 暴対法第32条の2第5項の規定による新潟県暴力追放運動推進センターに対する改善命令
- (12) （略）
- (13) 暴対法第34条第1項ただし書の規定による意見聴取（警察本部長が指名した意見聴取官が主宰するものに限る。）を公開しない旨の決定（第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (14)～(16) （略）
- (17) 暴対法第36条第2項の規定による国家公安委員会からの主たる事務所と決定した旨の通知の受理
- (18)～(24) （略）
- (25) （略）
- (26) （略）
- (27) （略）
- (28) （略）
- (29) 暴対法施行規則第39条の規定による標章の除去
- (30) 暴対法施行規則第40条又は第41条第1項の規定による他の公安委員会に対する照会及び他の公安委員会からの照会に対する回答
- (31) 暴対法施行規則第41条第2項の規定による他の公安委員会に対する違反事実に係る書類その他の物件の送付及

び他の公安委員会からの送付の受理

(34) 暴対法施行規則第41条第1項の規定による他の公安委員会に対する協力の依頼及び協力

(35) 暴対法施行規則第41条第2項の規定による援助のための必要な措置

(36) (略)

(37) (略)

(38) (略)

(39) (略)

(40) (略)

(41) (略)

(42) (略)

(43) (略)

(44) (略)

(45) (略)

(46) (略)

(47) (略)

(48) (略)

(49) (略)

(50) (略)

(51) (略)

(52) (略)

(53) (略)

(54) (略)

(55) (略)

(56) (略)

(57) (略)

(58) (略)

(59) (略)

(60) (略)

(61) (略)

(62) センター規則第3条第3項の規定による第1条第2項各号に掲げる書類の内容の変更届出の受理

(63) (略)

(64) (略)

(65) (略)

(66) センター規則第9条第1項の規定による相談事業の休止又は廃止しようとする場合の届出の受理

(67) (略)

(68) (略)

(69) (略)

(70) (略)

(71) (略)

(72) (略)

(73) (略)

(74) (略)

(75) (略)

(76) (略)

び他の公安委員会からの送付の受理

(32) 暴対法施行規則第42条第1項の規定による他の公安委員会に対する協力の依頼及び協力

(33) 暴対法施行規則第42条第2項の規定による援助のための必要な措置

(34) (略)

(35) (略)

(36) (略)

(37) (略)

(38) (略)

(39) (略)

(40) (略)

(41) (略)

(42) (略)

(43) (略)

(44) (略)

(45) (略)

(46) (略)

(47) (略)

(48) (略)

(49) (略)

(50) (略)

(51) (略)

(52) (略)

(53) (略)

(54) (略)

(55) (略)

(56) (略)

(57) (略)

(58) (略)

(59) (略)

(60) センター規則第3条第3項の規定による規則第1条第2項各号に掲げる書類の内容の変更届出の受理

(61) (略)

(62) (略)

(63) (略)

(64) センター規則第9条第1項の規定による相談事業の休止又は廃止しようとする場合の届出書の受理

(65) (略)

(66) (略)

(67) (略)

(68) (略)

(69) (略)

(70) (略)

(71) (略)

(72) (略)

(73) (略)

(74) (略)

(77) (略)	(75) (略)
(78) (略)	(76) (略)
(79) (略)	(77) (略)
(80) (略)	(78) (略)
(81) (略)	(79) (略)
(82) (略)	(80) (略)
(83) (略)	(81) (略)
(84) (略)	(82) (略)
(85) (略)	(83) (略)
(略)	(略)

(責任者講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 責任者講習の実施に関する規則(平成5年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(責任者講習の受託先)	(責任者講習の受託先)
第4条 責任者講習の実施を委託しようとするときは、 <u>法第32条の3第1項</u> の規定に基づいて暴力追放運動推進センターに指定した団体(以下「センター」という。)に対してするものとする。	第4条 責任者講習の実施を委託しようとするときは、 <u>法第32条の2第1項</u> の規定に基づいて暴力追放運動推進センターに指定した団体(以下「センター」という。)に対してするものとする。
2 (略)	2 (略)
(委託の解除)	(委託の解除)
第7条 公安委員会は、次の各号に掲げる場合には、責任者講習の委託を解除するものとする。	第7条 公安委員会は、次の各号に掲げる場合には、責任者講習の委託を解除するものとする。
(1) <u>法第32条の3第6項</u> の規定に基づき、指定を取り消したとき。	(1) <u>法第32条の2第6項</u> の規定に基づき、指定を取り消したとき。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。